

<訪問介護>

【令和7年4月1日現在】

事業所名	尾山互町ホームヘルプサービスセンター		
事業の種類	指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険事業所番号	第1770106100号
事業所の所在地	石川県金沢市下本多町五番丁23番地		
	076-256-0100	管理者	棚野 智栄
	単独型		
運営方針	訪問介護計画書等に基づき、可能な限り自宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、調理等の家事など生活全般にわたり懇切丁寧に訪問介護サービスを提供します。具体的には自立支援を基本に利用者が社会との接触を保ちながら生きることの喜びと意味を見出し生活を続けることができるよう助言します。また、サービスの提供方法についても理解しやすいような説明と相談及び助言も行います。		
サービス内容	介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。但し、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。		
	○身体介護		
	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。		
	○生活援助		
	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。		
実施単位数	利用定員	40名	
営業日、営業時間	営業日：月曜～土曜（8時30分～17時30分）緊急時、希望によりこれ以外の時間帯の提供もあり		
事業の実施地域	金沢市		
従業者の職種、員数	管理者1名、サービス提供責任者1名以上、訪問介護員（常勤換算2.5名以上）		
事故発生及び緊急時の対応について	サービスの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき 適切に対応します。また、市町及び当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。サービス提供中の利用者の状態急変が生じた場合やその他必要な場合には、主治医等医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じます。		
苦情相談窓口	窓 口：尾山互町ホームヘルプサービスセンター（苦情相談）		
	担当者：尾山互町ホームヘルプサービスセンター（管理者）		
	連絡先：076-256-0100		
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受診していません		
利用料	□は介護保険給付対象であり、地域区分にて1単位10.21円を乗じた金額表示であります。		
	なお、負担の1割を記載しています。（2割負担の方は、2倍の負担、3割負担の方は、3倍の負担となります。）		
	□介護保険給付サービス利用料金（一部抜粋）		
	身体介護20分以上30分未満 2,491円（249円）		
	生活援助20分以上45分未満 1,828円（183円）		
	身体介護に引き続いた生活援助 20分以上45分未満 664円（66円）		
	□介護予防型訪問サービス料金		
	介護予防型Ⅰ（週1回程度の利用） 1,197円/月		
	介護予防型Ⅱ（週2回程度の利用） 2,391円/月		
	介護予防型Ⅲ（週3回程度の利用） 3,793円/月		
	＊但し開始月で月途中からの場合は日割り計算となります。		
	□初回加算（開始月）：205円		
	□緊急時加算 1回：103円		
	※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		
基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に22.4%の加算率を乗じた単位数を算定します。			
その他（割増し料金）	□平常の時間帯（午前8時～午後6時）以外でサービスを行う場合は次の割合で利用料金に割増料金が加算されます		
	・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%		
	・早朝（午前6時から8時まで）：25%		
	□2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合（2倍の料金になります）		
同一建物減算	□同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物への訪問の場合10%の減算となります。		
サービス利用に関する留意事項	・秘密保持について：知りえた個人情報を漏らしません。 ・原則として交通費は頂きませんが通常の事業の実施地域を超えた場合交通費をいただくことがあります。 ・利用の中止、変更、追加について:ご利用者様のご都合により変更やキャンセルのを希望される場合は前日までに ご連絡ください。当日になってキャンセルされる場合キャンセル料が発生する場合があります。但し体調不良や正当な理由の場合はこの限りではありません。 ・当事業所の職員や外の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 ・訪問介護サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。 ・訪問介護員は次に該当する行為は行いません。 ①医療行為 ②ご利用者のご家族に対する訪問介護の提供 ③飲酒や喫煙 ④ご利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ⑤その他、ご利用者もしくはその家族等を行う迷惑行為		